## 精華町農業委員会会議録

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番	井澤	茂治		3番	松尾	清敏
4番	森本	豊		5番	藤村	絹子
7番	草嶋	邦子		8番	山本	千惠子
9番	井上	和也	1	0番	田中	安弘
11番	森島	隆詞	1	5番	山本	功
16番	杉嶋	秀美	1	7番	新司	吉行
18番	岩井	三郎	1	9番	太田	廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

 2番 野秋 博史
 6番 中川 茂成

 12番 米澤 貞幸
 13番 中村 正

 14番 田中 告照

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局上村 篤司西置 雄一植山 さゆみ

## 7、議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請(知事権限)に係る意見について

議案第3号 非農地証明交付申請書の承認について

議案第4号 令和2年度農用地利用集積計画(第5次)の決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について(専決処理について)

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について(専決処理について)

報告第3号 2アール未満の農業施設用地に係る転用計画書の届出について

報告第4号 田から畑への変更計画届について

8、署名委員

4番 森本 豊

5番 藤村 絹子

9、閉会の日時

令和2年9月2日午後2時50分

## 審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第9回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中5名の方に出席いただいております。

さて、委員の皆様には、残暑厳しい中、第9回農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の署名委員は、4番森本豊委員、5番藤村絹子委員のお二人にお願いします。 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

- 議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局、議案の提案及び説明を願います。
- 事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、です。 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。1番です。

「 提案説明 ]

場所については2ページの地図のとおりです。

1ページに戻っていただきまして、2番です。

「 提案説明 ]

場所については3ページの地図のとおりです。

1ページに戻っていただきまして、3番です。

[ 提案説明 ]

場所については4ページの地図のとおりです。

1番から3番の譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

- 議 長 1番、3番については、地区担当委員の新司委員が現地確認を行っておられますので、 補足説明をお願いします。
- 新 司 17番、新司です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、8月24日、上村局長と申請のありました1番、3番の現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されており、作物は水稲でした。

また、3番には倉庫も建っており、そのまま農業用倉庫として使用するとのことです。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

議長ありがとうございました。

続きまして2番については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられます ので、補足説明をお願いします。

藤 村 5番、藤村です。ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、8月 24日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されており、作物は水稲でした。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いします。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案について審議をお願いいたします。

何か異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございました。挙手全員でございます。議案第1号については許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、 を議題とします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてでございます。

5ページをお開きください、1番でございます。

[ 提案説明 ]

場所については6ページの地図のとおりです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農業用施設に供するものであります。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地の営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

- 議 長 現地については、地区担当委員の新司委員が現地確認を行っておりますので、新司委員から補足説明をお願いします。
- 新 司 17番、新司です。ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、8月24日、 上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は調整区域の農用地内でありますが、精華町における農用地内に農業用施設を建てる手続きは済んでおります。

隣接地への影響もなく地元担当委員としては問題のないものと考えております。 よろしくご審議くださいますようお願いします。

議長ありがとうございました。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何か異議、ご質問等ございませんか。

- 議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらさせていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。
- 議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。
- 議 長 ありがとうございました。挙手全員でございます。 議案第2号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いた します。
- 議長 続きまして、議案第3号、非農地証明交付申請の承認について、を議題とします。 事務局、議案の提案及び説明を願います。
- 事務局 それでは議案第3号、非農地証明交付申請の承認について、でございます。 7ページをお開きください。1番でございます。

[ 提案説明 ]

場所については8ページの地図のとおりです。

- 議 長 現地については、地区担当委員の山本千惠子委員が現地確認を行っておられますので、 補足説明をお願いします。
- 山本 8番、山本です。ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、8月12日に 山本功委員と上村局長とで申請のありました現地を確認しました。

現地は20年以上前から原野化しており、農地への復旧も困難であり、やむを得ない ものと考えております。

地元担当委員としては非農地として認定して問題ないものと考えます。 よろしくご審議くださいますようお願いします。

- 議長 ありがとうございました。 それでは、議案について審議をお願いいたします。何かご異議等々ございませんか。
- 議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。
- 議 長 それでは、非農地として承認することに賛成の方の挙手をお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号については承認すること に決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第4号、令和2年度農用地利用集積計画(第5次)の決定について、を議 題とします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第4号、9ページをお開きください。令和2年度農用地利用集積計画 (第5次)の決定について、精華町長より農用地利用集積計画の提出があったので農業 経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

次ページ、1番でございます。

「 提案説明 ]

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

- 議 長 それでは本件について、審議をお願いいたします。 何かご質問等ございませんか。
- 議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。
- 議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。 議案第4号についての計画は決定いたしました。

- 議長 続きまして、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、で ございます。事務局より報告願います。
- 事務局 それでは13ページをお開きください。報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規 定による届出についてでございます。

[ 内容報告 ]

場所については14ページの地図のとおりです。以上です。

- 議 長 専決処理しました件ですが、質問等ございませんでしょうか。
- 議長 なければ報告第1号を終わります。
- 議長 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、で ございます。事務局より報告願います。
- 事務局 それでは議案書15ページをお開きください。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

1番でございます。

「 内容報告 ]

場所については16ページの地図のとおりです。

15ページに戻っていただきまして2番でございます。

「 内容報告 ]

場所については17ページの地図のとおりです。

15ページに戻っていただきまして3番でございます。

「 内容報告 ]

場所については18ページの地図のとおりです。

- 議 長 質問等ございませんでしょうか。
- 議 長 なければ報告第2号を終わります。
- 議長 続きまして、報告第3号、2アール未満の農業施設用地にかかる転用計画書の届出について、でございます。

事務局より報告願います。

- 事務局 19ページをお開きください。報告第3号、2アール未満の農業施設用地にかかる転用計画書の届出について、でございます。
  - 1番でございます。

「 内容報告 ]

場所については20ページの地図のとおりです。以上です。

議 長 何か質問等ございませんか。

議長 なければ報告第3号を終わります。

議長 続きまして報告第4号、田から畑への変更計画届について、でございます。 事務局より報告願います。

事務局 それでは21ページをお開きください。報告第4号、田から畑への変更計画届について、でございます。

「 内容報告 ]

場所については22ページの地図のとおりです。以上です。

議 長 何か質問等ございませんか。

議 長 なければ報告第4号を終わります。 議案書につきましては、以上でございます。

## <その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

10月6日(火曜日)午後1時30分から開催したいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を10月6日(火曜日)午後1時30分からと決定いたします。 後日、開催については文書で通知いたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時50分